

防災センター要員講習修了証をお持ちの皆様へ (東京都火災予防条例改正のお知らせ)

防災センター要員講習修了証の更新期間(受講サイクル)については、東京都火災予防条例により「前回受講日から5年以内に実務講習(再講習)を受講すること」と定められていましたが、この度の条例改正によって平成28年4月1日以降は、「**交付を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内**」が**更新期限**となりました。

今回の改正により受講期限が年度単位になりましたので、**年度内のどの実務講習(再講習)を受講しても5年後の再講習期限は変わりません。**(下図参照)

平成28年4月1日施行

平成23年4月1日から平成24年3月31日までに
技術講習又は実務講習を受講された方は、**どなたも
平成29年3月31日が受講期限**です。
(再講習を受講する期間に幅ができました)

(例)

前回受講日	平成28年度	更に5年後の受講期限
H23.4.5に技術講習を受講した方	★ H28.7.8	再講習の受講期限は 平成29年3月31日
H23.9.5に実務講習を受講した方	★ H29.3.8	
H24.3.5に実務講習を受講した方	★ H28.9.8	

交付を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内を受講

5年後の受講期限は
平成34年3月31日

★実務講習(再講習)受講日

5年後の再講習期限は変わりません!

満席のため、更新期限日までに実務講習(再講習)を受講出来なかった場合、お手持ちの防災センター要員講習修了証は失効します。

その場合、自衛消防業務講習修了証(新規・追加・再のいずれか)をお持ちの方は、再び実務講習(再講習)を受講した時点で資格は更新されます。

問い合わせ先
一般社団法人 東京防災設備保守協会
講習センター 03-5261-0034